

別表第1 (第3条、第8条、第15条関係)

市民救命士講習等の内容

講習名	概要	主な内容	講習時間(分)
市民救命士講習	救命入門コース (※1)	呼吸や心臓が止まったときに必要な救命手当法 (AEDの使用方法を含む) を学習する。	・救命に必要な基礎知識 ・観察要領 ・成人に対する心肺蘇生一人法 ・AEDの使用方法
	普通救命コースⅠ (※2)	呼吸や心臓が止まったときに必要な救命手当法 (AEDの使用方法を含む) を学習する。	・救命に必要な基礎知識 ・観察要領 ・成人に対する心肺蘇生一人法 ・AEDの使用方法
	普通救命コースⅡ (※2)	呼吸や心臓が止まったときに必要な救命手当法 (AEDの使用方法を含む) を学習する。	・救命に必要な基礎知識 ・観察要領 ・成人に対する心肺蘇生一人法 ・AEDの使用方法 ・効果測定 (実技・筆記)
	小児コース (※2)	小児・乳児の事故防止及び救命に必要な応急手当法 (AEDの使用方法を含む) を学習する。	・小児・乳児の救命に必要な基礎知識 ・小児・乳児の事故防止 ・観察要領 ・小児・乳児の心肺蘇生法 ・AEDの使用方法 ・小児・乳児の異物除去法
	ケガの手当コース	止血、骨折、ケガ等外傷の手当に役立つ応急手当法を学習する。	・止血法 ・包帯法 ・三角巾法
	上級コース (※2) (※3)	上記コースの内容の他、救急現場に必要な応急手当法を学習する。	・救命に必要な基礎知識 ・観察要領 ・心肺蘇生一人法及び二人法 (成人・小児・乳児の各心肺蘇生法) ・AEDの使用方法 ・止血法 ・骨折、ケガ等外傷の手当法 ・傷病者管理法 ・搬送法 ・効果測定

救急インストラクター講習 (※4)	応急手当指導技法を学習し、事業所の従業員、防災組織の構成員又はこれらに属しない地域住民などに応急手当を指導できる人材を養成する	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎医学 ・応急手当指導技法 ・観察要領 ・心肺蘇生一人法及び二人法(成人・小児・乳児の各心肺蘇生法) ・AEDの使用方法 ・止血法 ・骨折、ケガ等外傷の手当法 ・傷病者管理法 ・搬送法 ・資器材取扱い法 ・効果測定 	1440分 (960分)
応急手当指導員講習Ⅰ	消防職員等であって、応急手当指導技法を学習し、事業所の従業員、防災組織の構成員又はこれらに属しない地域住民などに応急手当を指導できる人材を養成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・応急手当指導技法 ・観察要領 ・心肺蘇生一人法及び二人法 ・AEDの使用方法 ・止血法 ・骨折、ケガ等外傷の手当法 ・傷病者管理法 ・搬送法 ・効果測定 	480分
応急手当指導員講習Ⅱ	消防職員等であって、応急手当指導技法を学習し、事業所の従業員、防災組織の構成員又はこれらに属しない地域住民などに応急手当を指導できる人材を養成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・救命に必要な基礎知識 ・応急手当指導技法 ・観察要領 ・心肺蘇生一人法及び二人法(成人・小児・乳児の各心肺蘇生法) ・AEDの使用方法 ・止血法 ・骨折、ケガ等外傷の手当法 ・傷病者管理法 ・搬送法 ・想定課題に基づく応用実習 ・効果測定 	1440分
一般講習	上記以外の救急講習		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・人工呼吸法、止血法については、それに伴う感染防止の意義、方法等を指導するものとする。 ・講習時間60分あたり、10分間の休憩時間を含む。 ・(※1)資器材を充実させ、効果的な講習が実施できる場合は講習時間を45分に短縮して実施することを可能とする。 ・(※2)WEB講習又はオンライン講習による事前学習の対象とし、講習時間の()内はWEB講習又はオンライン講習による事前学習を修了した場合の講習時間。 ・(※3)座学講習について、その他の応急手当等を含めた120分相当とする場合は、対面による実技講習等は360分とする。 ・(※4)現に養護教諭の職にある者に対する救急インストラクター講習については、講習時間を960分に短縮して実施することを可能とする。 		

別表第2 (第6条, 第11条関係)

再講習の種類	概要	主な内容	講習時間(分)
市民救命士再講習	普通救命コースⅠ・Ⅱ 市民救命士講習（普通救命コースⅠ・Ⅱ）で培った技能を再確認する。	・最新の情報提供 ・成人に対する心肺蘇生（AEDを含む）一人法	60分
	小児コース 市民救命士講習（小児コース）で培った技能を再確認する。	・最新の情報提供 ・小児・乳児に対する異物除去法及び心肺蘇生法（AEDを含む）	60分
	ケガの手当コース 市民救命士講習（ケガの手当コース）で培った技能を再確認する。	・最新の情報提供 ・止血法 ・三角巾法	60分
	上級コース 市民救命士講習（上級コース）で培った技能を再確認する。	・最新の情報提供 ・心肺蘇生一人法、二人法 ・AED ・止血法 ・三角巾法 ・傷病者管理法 ・搬送法	120分
救急インストラクター再講習	救急インストラクター講習で培った応急手当指導技法を再確認する。	・最新の情報提供 ・以下の応急手当指導技法 心肺蘇生一人法及び二人法（成人・小児・乳児の各心肺蘇生法）AED、止血法	180分
備考	・講習時間60分あたり、10分間の休憩時間を含む。		

別表第3 (第5条、第9条関係)

市民救命士等の技能基準

認定講習の種類	技能認定内容	合格基準
市民救命士講習 (普通救命コースⅡ)	[心肺蘇生法(AEDを含む)の実技]心肺蘇生法を安全の確認から始め、心肺蘇生法、AEDの使用方法が理解されているかを判断する。	心肺蘇生法の手順を正しく理解するとともに、AEDが使用できること。
	[筆記試験]心肺蘇生法、AEDに関し正しい知識が得られているか確認する。	筆記試験で80点以上の正解を得ること。
市民救命士講習 (上級コース)	[心肺蘇生法(AEDを含む)の実技]心肺蘇生法を安全の確認から始め、心肺蘇生法、AEDの使用方法が正確に理解されているかを判断する。	心肺蘇生法を完全に理解して、AEDを正しく使用できること。
	[筆記試験]心肺蘇生法、AEDに関し正しい知識が得られているか確認する。	筆記試験で80点以上の正解を得ること。
救急インストラクター講習	[心肺蘇生法の実技]心肺蘇生法を安全の確認から始め、心肺蘇生法、AEDを正確に実施でき、心肺蘇生法(AEDを含む)の指導に必要な資質を持つことを評価する。	心肺蘇生法、AEDを完全に理解し、実施することができ、かつ他の人に応急手当指導ができること。
	[筆記試験]応急手当の基礎知識に関する記述試験により、救急インストラクターとして必要な知識を評価する。	筆記試験で80点以上の正解を得ること。